

↑防火区画への  
両口部の区画  
の上に置く

初めて予防行政に携わる人と  
もう一步広い知識を求めている人のために

# 防火区画と防火壁、 界壁、間仕切壁及び隔壁

消防法令研究会

前回まで、4回にわたって「防火区画」についての解説は終りましたが、建築基準法には、施行令112条で規定する「防火区画」以外にも、似た様な考え方の「防火壁」、「界壁」、「間仕切壁」、「隔壁」などという概念があります。これらは、それぞれの目的により定義付けられているが、ともすると混同しがちになるので、今頃はこれらの考え方を統一的に整理してみたい。

## 防火壁

**防火壁の区画面積**  
**1000m<sup>2</sup>は甘過ぎないか**

なぜ「1000m<sup>2</sup>」以内ごとに「防火壁」で区画しなければならない、とされているのだろうか。  
以前「防火区画」の解説の際は、準耐火建築物の構造の違いと区画面積について、図1のように整理した本誌平成11年12月号参照。

また、その時、「面積区画」の区画面積は、「建築物単体としても都市構造としても、火災が発生した場合の危険性の程度（財産だけでなく人命も含めて）を一定以下に抑えるため、火災が拡大する範囲を危険要因に応じて定められる一定以下の面積に抑える」という基本思想に基づき、  
①消火、避難がしにくいところほど小さい面積で区画する  
②延焼速度が速いと考えられるとこ

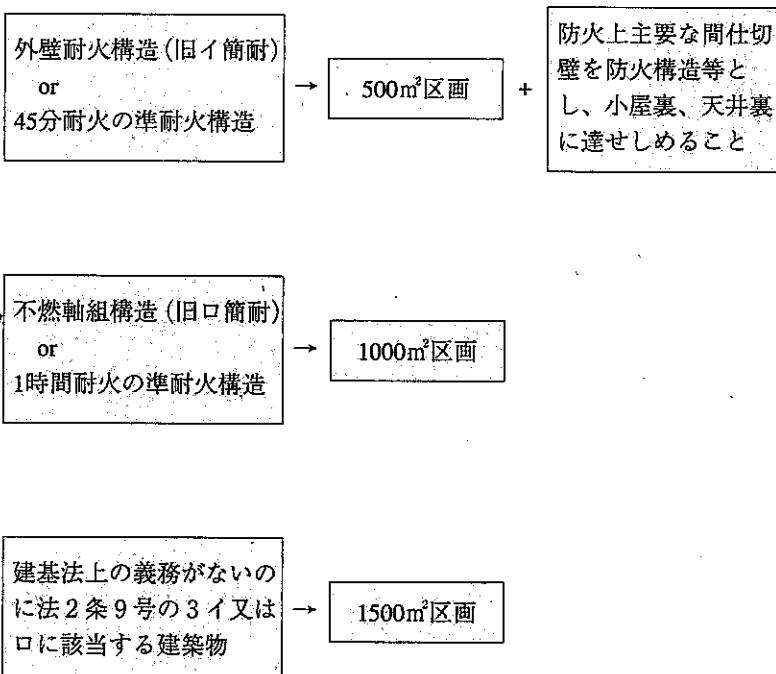


図1 準耐火建築物の構造の違いと区画面積

るほど小さい面積で区画する

③用途、規模、高さ、都市計画など

の観点から、法律上の義務として

準耐火建築物等としなければなら

ない建築物は、自主的に準耐火構

造とした建築物に比べると、小さ

い面積で区画する

④(防火区画以外の) 内部の間仕切

壁等の耐火性能が低いほど小さい

面積で区画する

という原則によつて定められているの

面積で区画する

この図を見れば、防火壁による区画

面積が $1000\text{m}^2$ であつても甘過ぎる

ことはないことはおわかりだろう。

建基法上の義務がないのに  
法2条9号の3イ又はロに  
該当する建築物

建基法上の義務がないので  
耐火建築物にも準耐火建築物  
にも該当しない建築物  
(木造建築物等)

→ 1500m<sup>2</sup>区画

→ 防火壁により1000m<sup>2</sup>区画

図2 1500m<sup>2</sup>区画と防火壁による区画

ではないか、という整理もしている。

このような整理を改めて思い起こし

てみると、木造建築物等について「1

$000\text{m}^2$ 」ごとに「防火壁」で区画す

るというのは少し甘過ぎるのではない

か、最低でも「500m<sup>2</sup>」ごと、出来

れば「2~300m<sup>2</sup>」ごとくらいに区

画する必要があるのでないか、と思

えてくる。

しかし、よく考えるとそうではない

ことがわかる。図1の「500m<sup>2</sup>区画」

と「1000m<sup>2</sup>区画」は、いずれも建

築基準法令に基づき「準耐火建築物」

としなければならない場合の規定であ

る(建基令1-1-2条2項、3項)。こ

れに対して「1500m<sup>2</sup>区画」は、法

令で義務づけられていないのに自発的

に準耐火建築物の構造(建基法2条9

号の3イ又はロに該当する構造)とし

た建築物についての規定である(同条

1項)。

木造建築物等に対することについて

は、建築基準法上、単体規制的な要請

も集団規制的な要請もあるわけではな

いので、「防火壁」による区画面積

( $1000\text{m}^2$ )は「1500m<sup>2</sup>区画」

と比較されるべきものなのである。

このよう考へ方を図示すると図2

のようになる。

この図を見れば、防火壁による区画

面積が $1000\text{m}^2$ であつても甘過ぎる

ことはないことはおわかりだろう。

## 防火壁の区画面積は 1500m<sup>2</sup>では何故だめか

「財産保護」的な視点からだけ防

火壁の区画面積を見れば、主要構造部を

耐火構造とした建築物や自主的に準耐

火建築物の構造とした建築物と同様、

「1500m<sup>2</sup>」でもよいのではないか、

といふ考え方を生じる。従つて、防火

壁による区画面積は何故 $1500\text{m}^2$ で

はいけないので、ということについて

も整理しておく必要がある。

この理由は二つ考えられる。

一つは、防火壁を超えて延焼するこ

とを防止するためには1区画内に存在

する可燃物量を制限して火力を抑制す

る必要があると考え、耐火建築物や準

耐火建築物に比べて火力が強いと考え

られる木造建築物等については区画面

積を小さくしたのではないか、といふ

ことである。

この場合、区画面積は後述する「防

火壁の構造」と密接な関係がある。防

火壁の構造をもつと大きさなものにす

れば、 $1000\text{m}^2$ を超えて延焼拡大

防止は可能だと考えられるからであ

る。従つて、区画面積「 $1000\text{m}^2$ 」

と「防火壁の構造」は、大型木造建

築物に対する社会のニーズや防火壁の見

えなどの要素を勘案して定められた

可能性が高いと考えられるのである。

もう一つは、都市防火的観点から、

他の建築物への延焼を防止するために  
は一つの火災の火力を一定以下にする  
べきであるが、木造建築物等の場合は  
面積の割に火力が強いと考えられるの  
で、耐火建築物や準耐火建築物と比べ  
て区画面積を小さくしたのではない  
か、ということである。

この場合は、区画面積に関する要

素は防火壁の構造ではなく、隣棟間隔

や外壁の構造、外壁の開口部の面積な

どになり、建築物の側だけで単純に定

められるものではなくってしまう。

いずれにしろ、法律上は、延面積が

$1000\text{m}^2$ を超えるような木造建築物

等の部分が一体的に燃えると、防火壁

を超えて延焼したり近隣に延焼したり

する可能性が高くなると考えているの

であろう。

## 防火壁による区画面積と 外壁の開口部からの 延焼防止措置

ところでは、建基法26条では「防火壁」を設置する必要がない建築物」として簡明に「耐火建築物又は準耐火建築物」としているのに、建基令1-1-2条1項では $1500\text{m}^2$ 以内ごとに面積区画する必要がある建築物として「主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物」としている。

「耐火建築物又は準耐火建築物」と  
「主要構造部を耐火構造とした建築物  
又は法第2条9号の三イ若しくはロの  
いずれかに該当する建築物」との違い  
は、「外壁の開口部で延焼のおそれの

ある部分に所定の防火戸が設置される  
かどうか」ということである。  
従つて、構造による防火壁と面積区  
画の関係は、少しややこしいが図3の  
とおりとなる。

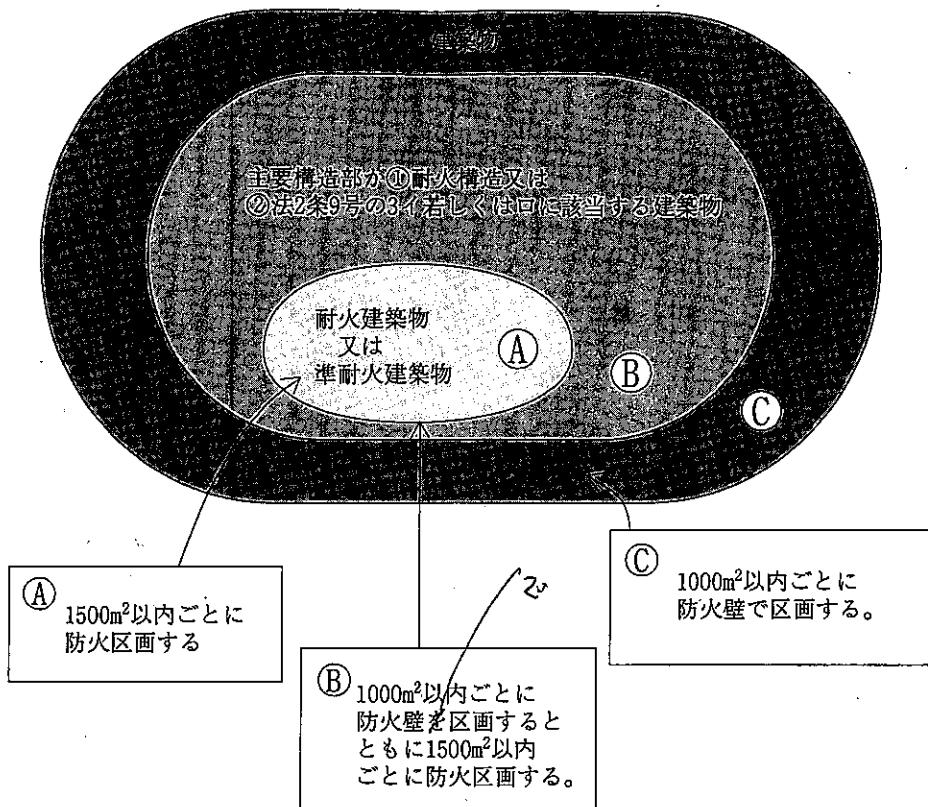


図3 構造による防火壁と防火区画との関係

図3の関係を模式的に図示すると図4のようになる。

字義どおりに考えると、防耐火性能

の高い②の方が③より条件が厳しいことになりそなうだが、実際には防火壁を設置した部分で防火区画されることになるので、②は「1000m<sup>2</sup>以内ごとに（壁には防火壁を用いて）防火区画する」と同じ構造でも、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の戸を防火戸としなければ、その他の構造と同様1000m<sup>2</sup>以内ごとに区画しなければならないことになつてゐると考えられるのである。

こう考えると、「1000m<sup>2</sup>以内ごとに防火壁で区画する」という概念に「防火壁を超えて延焼しないように」という要素だけではなく、「近隣の建物への延焼防止」という要素も入つてゐるのがよく理解出来るだろう。（そうでなければ、法26条1号は建基令112条1項と同様「主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条9号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物」とすればよいはずである。）

## 防火壁の構造

「防火壁」は、耐火構造で、かつ、自立する構造（建基令113条1項一号）でなければならず、また、木造の

建築物の場合は無筋コンクリート造や組積造としてはならない（同二号）とされている。

また、防火壁を超えて延焼しないよう、防火壁の両端及び上端を防火壁の周囲の構造等に応じて外壁面及び屋根面から図5のように突出させなければならない（同三号）とされている。

①常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸

②その他の甲種防火戸で建基令112条14項1号～3号に定める構造のもの

とされており（同四号）、これが建基令112条1項～3項の面積区画の開口部に設ける防火戸と全く同様であることは当然と言えよう。

ただし、面積区画の開口部に設けられる常時閉鎖式防火戸については、その面積が3m<sup>2</sup>以内とされている（建基令112条14項）のに対し、防火壁の開口部については、開口部そのものについて「幅及び高さは、それぞれ2.5m以下」とされている。後者の面積は最大6・25m<sup>2</sup>となるから、「常時閉鎖式防火戸」については、防火壁の開口部に設けられる防火戸の方が、面積区画の開口部に設けられる防火戸に比べて大きなものが許容されている。

一方「その他の防火戸」については、面積区画の開口部に設けられる防火戸に大きさの制限がないので、防火壁の

開口部の方が厳しい条件となつてゐる。(表1参照)

開口部又は防火戸の面積についての制限がこのように変則的な形になつてゐる理由を防火理論上から説明するのは難しい。おそらく大規模木造建築物等の主たる使われ方であつた学校建築などの造り方や、デパート等の大空間を防火シャッターによつて面積区画し

だいとするニーズなど、主としてその構造の使われ方からくる要請を考慮したものではないか、と推測されるのである。

### 防火壁の設置を要しない場合

体育館などの大空間を木造で造りたい場合には、「 $1000\text{m}^2$ 以内ご

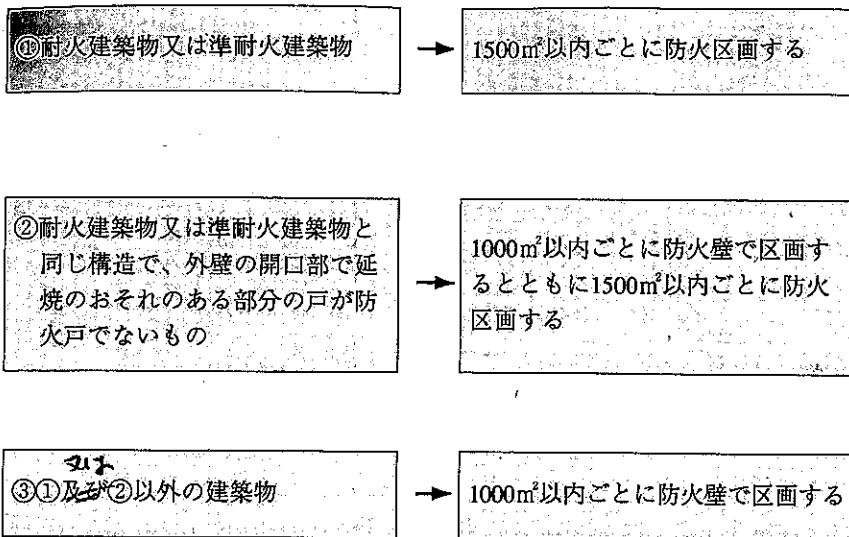


図4 構造による防火壁と防火区画との関係

	面積区画の開口部	防火壁の開口部
常時閉鎖式防火戸	面積 $\leq 3\text{m}^2$	幅及び高さ $\leq 2.5\text{m}$ (最大面積： $6.25\text{m}^2$ )
その他の防火戸	制限なし	

表1 面積区画の開口部と防火壁の開口部の大きさの制限の比較

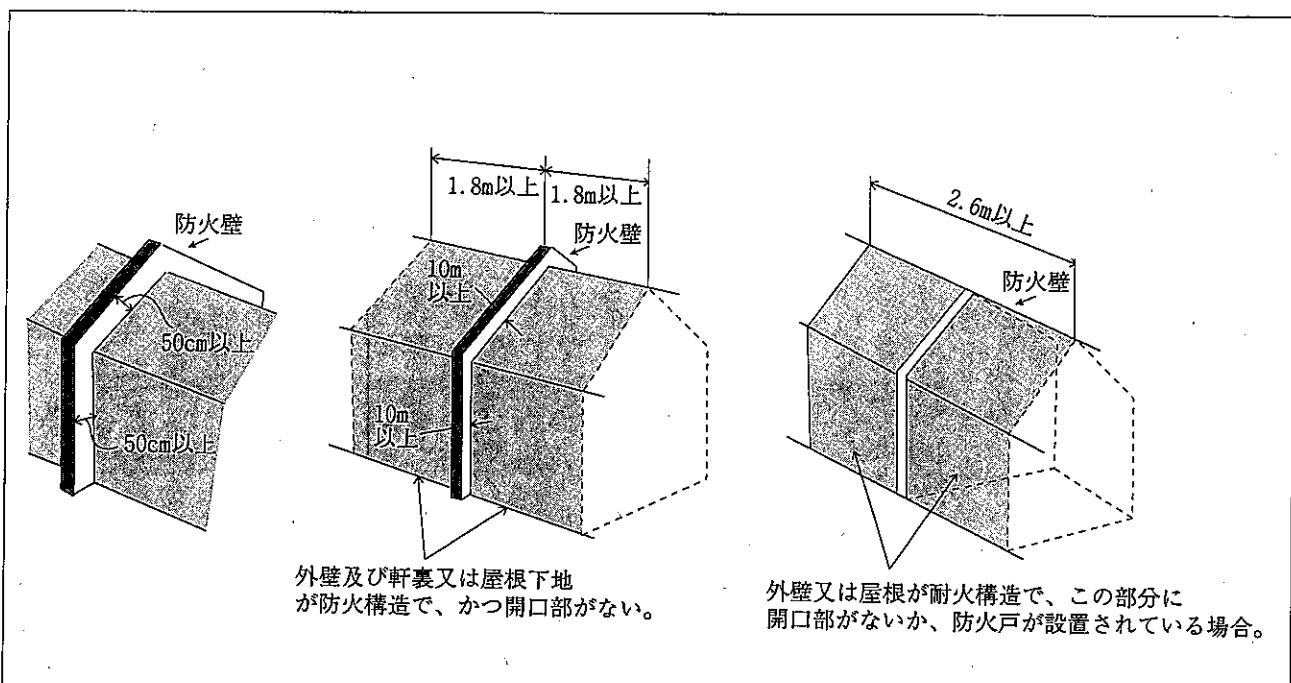


図5 防火壁の構造

	防 火 壁	界 壁	防火上主要な間仕切壁	隔 壁
根拠条文	建基法26条、建基令113条	建基令114条1項	建基令114条2項	建基令114条3項 建基令114条4項
定義	大規模木造建築物等において、延焼面積を1000m <sup>2</sup> 以下に抑えるために設けられる壁	共同住宅等の各戸間に設けられる戸境壁	学校の教室、病院の病室等の各室間の境の壁のうち、防火上重要と考えられるもの	建築物の小屋裏に設けられる火煙伝播防止のための壁 ※
対象	耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物外	長屋又は共同住宅	学校、病院、診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分	建築面積300m <sup>2</sup> を超える建築物で小屋組が木造であるもの 延べ面積がそれぞれ200m <sup>2</sup> 超の建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行きが4m超のもの
構造	耐火構造で自立する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造	耐火構造、準耐火構造、両面とも防火構造
留意点	防火壁はその周囲の構造に応じて、最大50cm以上突出させること	小屋裏又は天井裏に達せしめること	小屋裏又は天井裏に達せしめること	けた行間隔12m以内ごとに設けること

表2 防火壁と界壁、間仕切壁及び隔壁の比較

### 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁

防火壁と似たものに「界壁」、「防火上主要な間仕切壁」及び「隔壁」があり、いずれも建基令114条で規定されている。その定義と概要の比較は表2のとおりである。

規定ぶりが簡明であるから、その意味は表2を見て頂ければ容易に理解出来ると思うが、「防火上主要な間仕切壁」は「界壁」や「隔壁」に比べると定義があいまいである。「防火上主要な間仕切壁」については、建設省の有権解釈として次のように取り扱われてい

とに防火壁で区画しなければならぬ」という規定は大きなネックになる。昭和62年に、アメリカからの要請に基づき、大断面集成材を用いた大規模木造建築物の建設が可能になるように関する改正が行われた際に、従来「卸売市場の上屋、機械製作工場」など極めて限定されていた「防火壁の設置を要しない建築物」についての規定の整備が行われ、一定の基準を満たす場合には防火壁を設置する必要がないこととされた(建基法26条二号、三号)。

この基準は建基令115条の2に定められているが、詳細については平成7年10月号の「耐火建築物と準耐火建築物」の解説の際に述べたので省略させて頂く。

る。

①学校にあつては、

口 イ 教室等相互を区画する壁  
教室等と避難経路（廊下、階段等）を区画する壁（教室と

廊下の間仕切壁には開口部が設けられることが多いが、その場合にも小屋裏部分には耐火構造等の間仕切壁が設置されるようになること）

②病院、診療所、児童福祉施設等、  
ホテル、旅館、下宿及び寄宿舎にあつては、

イ 就寝室等相互間の壁で、8室

以下、かつ、100m<sup>2</sup>以下  
(100m<sup>2</sup>を超える室にあつてはこの限りでない)に区画する壁

ロ 避難経路とその他の部分を区画する壁

③マーケットにあつては、店舗相互間の壁のうち重要なもの

④火気使用室とその他の部分を区画する壁

特に②については、特別養護老人ホーム松寿園の火災（昭和62年6月17名死亡）を契機として建基令114条2項に「児童福祉施設等」が追加された際に明確にされたものである。

## 地域の防災意識向上にお役立てください

### 東京法規出版の防災PR冊子

**新刊家庭防災Q&A**

B5判／32頁／カラー 定価180円

**わが家の防災マニュアル**

地震・火災・風水害から身を守るために

A4判 24頁／カラー／インデックス 定価250円

パネル

**新刊職場で取り組む地震対策**

職場と家庭を災害から守ろう

A4判 16頁／カラー 定価180円

**4か国語防災のてびき**

(日本語・英語・中国語・韓国語)

A4判 12頁／カラー／インデックス 定価220円

ビデオ

**わが家の地震対策**

(5枚セット)

A全判 カラー／アルミフレーム枠  
定価(5枚1セット) 75,000円

宮崎淑子と考える  
家庭内防災

**あなたの家は安全ですか**  
自分でできるわが家の耐震診断  
木造一戸建ての場合

あなたの家は安全ですか

耐震診断でわかる安全性  
鉄筋コンクリート造集合住宅の場合

**わが家の地震対策**

阪神・淡路大震災に学ぶ  
鉄筋コンクリート造集合住宅の場合

VHS 約20分／カラー 定価各10,000円

**オリジナル  
避難セット**

販売価格12,000円

アルミニウム難燃繊維の袋2個  
と最低限の持出品16点のセット。

※このほか、防災グッズを多数とり揃えております。詳細は小社までお問い合わせください。

**THS 東京法規出版**

本社 〒113 東京都文京区白山1-7-6 白山高柳ビル  
電話 (03)3814-3851代 FAX (03)3814-3850

大阪支社 九州支社 長野営業所  
電話 (06)303-1021代 電話 (092)411-2400代 電話 (026)225-0241代

関 東一著 (日本公法学会(行政法部会)会員)  
(元東京消防庁消防学校講師)

**消防職員のための  
立入検査の法律知識**

■B6判／130頁

定価1,600円

(円240)

立入検査を適法に行うための  
基本的な法律問題を集大成！

お申込み先 〒160 新宿区三栄町18 近代消防社 TEL 03-3341-8111  
FAX 03-3351-4814

(近代消防'96年5月号)